

海老名市告示第202号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり告示する。

本籍・住所・氏名不詳、身長164センチメートル、推定70～80歳代の男性

上記の者は、令和7年6月30日午前10時45分頃、神奈川県海老名市大谷365番地の5の鉄塔付近で死亡していたのが発見されました。身分証明書等不所持であり身元不明のため、火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市生活支援課までお申し出ください。

令和7年8月25日

海老名市長 内野 優

